

議案第 59 号

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の
設置に関する条例の一部改正について

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の
設置に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条
の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年岩倉市条例
第 3 6 号）第 6 条
- (2) 岩倉市水道事業の設置に関する条例(昭和 4 6 年岩倉市条例第 7 5 号)
第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。